

第2期 米子市自死対策計画

【守り、支え合ういのち 米子】

～誰も自死に追い込まれることのない米子市の実現をめざして～

令和6年3月

米子市

はじめに

我が国の自死者数は、平成10年以降3万人を超え、その後も高い水準で推移していたことから平成18年10月に「自殺対策基本法」が制定され、それまで「個人の問題」とされてきた自死が、広く「社会の問題」と認識されるようになりました。国を挙げて自死対策が総合的に推進された結果、自死者数が2万人台に減少するなど、着実に成果を上げてきましたが、依然としてかけがえのない多くの命が、日々、自死に追い込まれている現状に変わりはありません。

本市では、誰もが住み慣れた地域で、互いに支え合いながら、心身ともに健やかに暮らすことができる社会を実現するため、平成31年3月に第1期となる「米子市自死対策計画」を策定し、自死対策に取り組んでまいりました。

この度、第1期計画期間が令和6年3月に終了することから、これまでの取り組みを踏まえつつ、自死対策を生きることの包括的な支援として推進するため、「守り、支え合ういのち 米子～誰も自死に追い込まれることのない米子市の実現をめざして～」を基本理念とした第2期米子市自死対策計画を策定しました。

自死の背景には、健康問題だけではなく、経済・生活問題、家庭問題等の様々な問題が複雑に関係しているため、これらの問題を抱えている方々に対し、適切な支援ができるよう、今後もより一層、包括的な支援体制の整備に取り組んでまいります。また、関係機関・関係団体、市民の皆様と連携・協働し、自分自身や周りの人々の命を大切にし、共に支え合う地域づくりに取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提案をいただきました社会福祉審議会の皆様、並びにご協力いただきました関係機関・団体各位に心から感謝申し上げます。

令和6年（2024年）3月

米子市長 伊木 隆司

目次

第1章 計画の策定にあたって

| | |
|---------------|---|
| 1 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 計画の位置付け | 1 |
| 3 計画の期間 | 2 |
| 4 計画策定体制と策定経過 | 2 |

第2章 米子市における自死の現状と課題

| | |
|--------------------|---|
| 1 米子市の自死の現状 | 3 |
| 2 米子市における自死対策の課題整理 | 6 |

第3章 第1期計画の取組と評価

| | |
|-----------------|----|
| 1 第1期計画の取組と評価 | 8 |
| 2 第1期計画の数値目標の評価 | 12 |

第4章 計画の基本的な考え方

| | |
|------------|----|
| 1 基本認識 | 13 |
| 2 基本理念 | 13 |
| 3 計画の数値目標 | 14 |
| 4 基本方針 | 14 |
| 5 米子市の施策体系 | 14 |

第5章 米子市の自死対策における具体的な取組

第6章 計画の推進体制

| | |
|-----------------|----|
| 1 計画の推進方法と連携の強化 | 27 |
| 2 計画の進行管理 | 27 |

※本市では、法令等の用語を引用する際に「自殺」という表現を使用する場合を除き、「自死」と表現しています。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

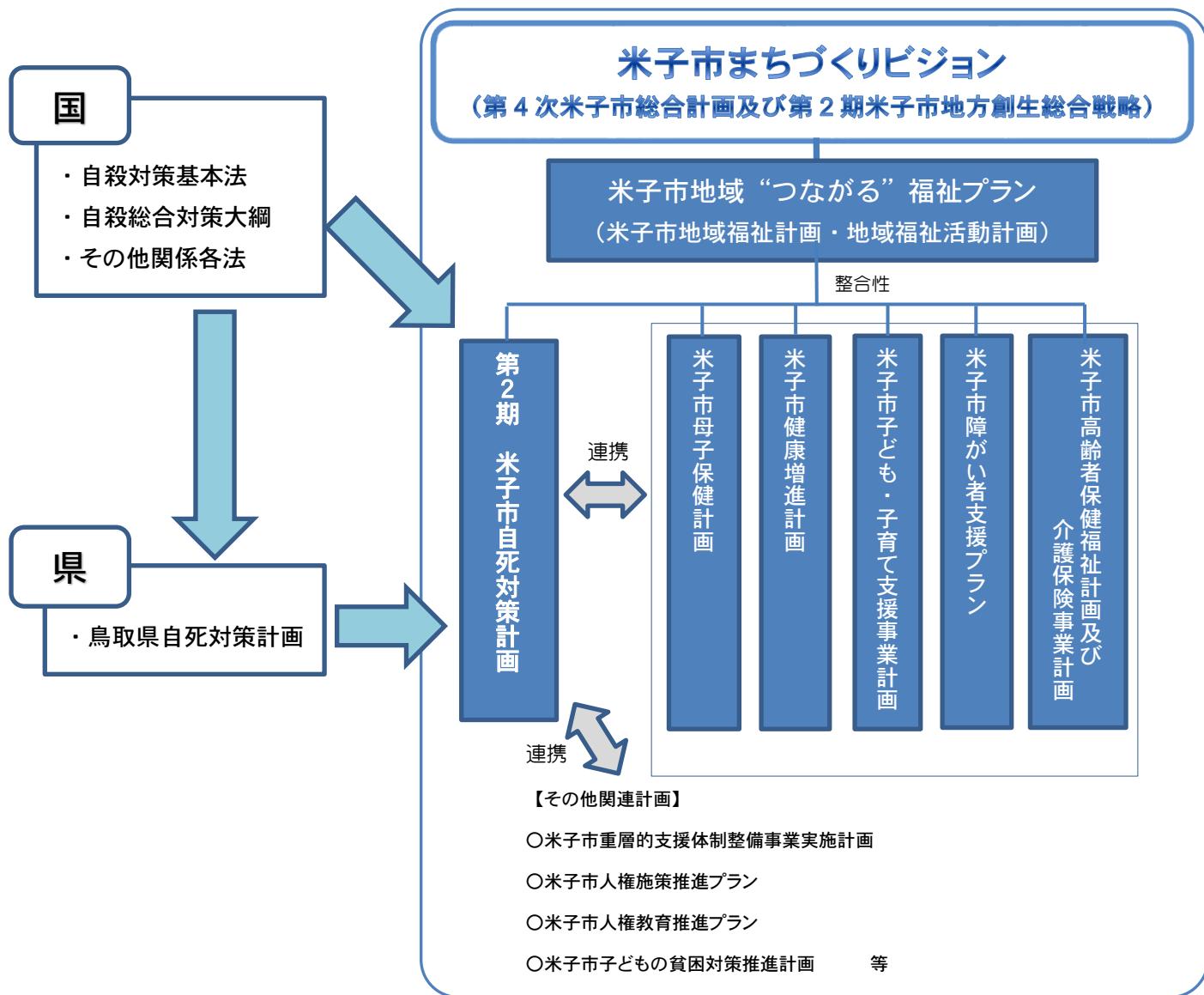
全国の自死者数は、平成10年に3万人を超えていましたが、平成18年10月に自殺対策基本法（以下「基本法」という。）が施行されて以降、「個人の問題」と認識されがちであった自死は広く「社会の問題」と認識されるようになり、国を挙げて自死対策が総合的に推進された結果、自死者数は2万人台に減少してきました。中高年男性の自死者数が大きな割合を占める状況に近年変化はありませんが、令和2年は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で、総数において11年ぶりに前年を上回りました。令和4年には男性の自死者数も13年ぶりに増加し、小中高生の自死者数は過去最多となっています。

国は、自死対策をさらに強化し、加速させるために平成28年に基本法の見直しを行い、政府が推進すべき自死対策の指針として定めている自殺総合対策大綱も我が国の自死の実態を踏まえた見直しが行われてきました。令和4年10月には新たな自殺総合対策大綱が閣議決定され、総合的な自殺対策の更なる推進・強化を掲げています。

米子市では平成31年度から米子市自死対策計画（以下「第1期計画」という。）に基づき、自死対策の包括的な取組を推進してきましたが、令和5年度で第1期計画の計画期間が終了することから、これまでの取組を振り返るとともに課題を検討し、国の自殺総合対策大綱や県の計画とも整合性を図りながら、第2期米子市自死対策計画を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に規定される「市町村自殺対策計画」として、国の定める「新たな自殺総合対策大綱」の趣旨を踏まえ、本市の上位計画となる「米子市まちづくりビジョン（第4次米子市総合計画及び第2期米子市地方創生総合戦略）」や「米子市地域つながる福祉プラン（米子市地域福祉計画及び地域福祉活動計画）」とともに本市がめざす自死対策の方向性を示す行動計画です。本計画では、各分野にわたる様々な施策を「自死対策」という視点で見直し、連動させていきます。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。関係法令の改正や社会情勢の変化に応じて適宜点検・評価の上、必要な見直しを行います。

4 計画策定体制と策定経過

(1) 米子市社会福祉審議会での審議

本計画の策定にあたっては、地域福祉分野、高齢者福祉分野、児童福祉分野、貧困対策分野、保健・医療分野の学識経験者等を委員とする米子市社会福祉審議会において審議を行いました。

(2) パブリックコメントの実施

本計画の素案を米子市役所等の窓口及びホームページで公表し、広く市民の方から意見の聴取を実施しました。

ア 実施期間 令和6年1月18日～令和6年2月16日

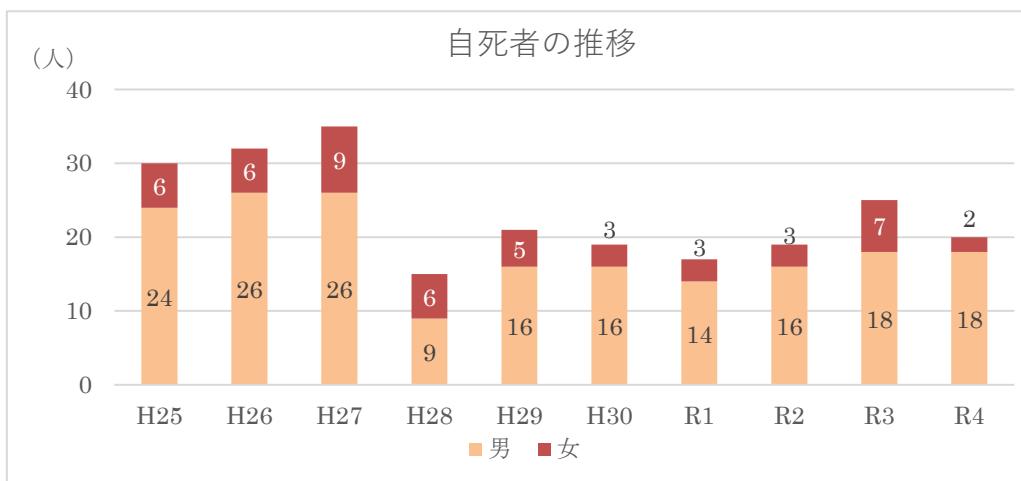
イ 回答数 1件

第2章 米子市における自死の現状と課題

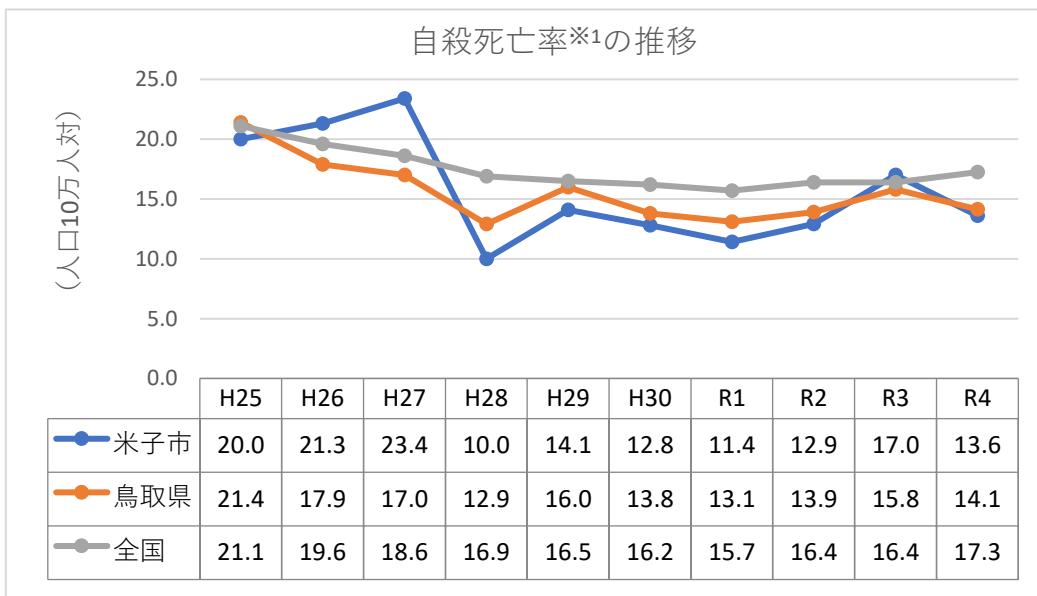
1 米子市の自死の現状

(1) 統計データからみる本市の現状

ア 自死者数と自殺死亡率の推移（平成 25 年～令和 4 年）



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

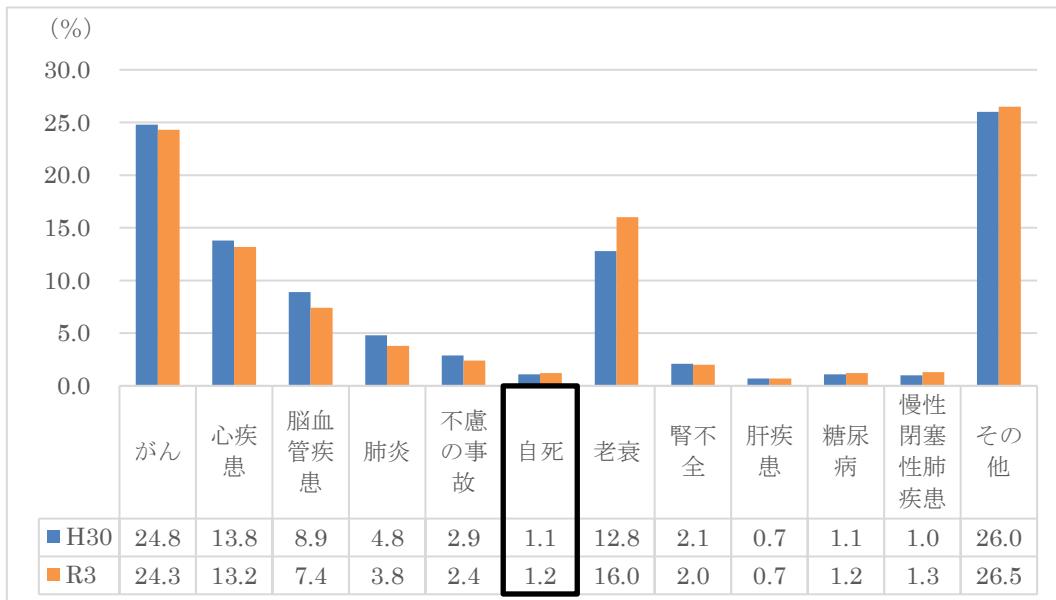


出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

※1：自死者数を当該地方公共団体の人口で除し、これを人口 10 万人当たりの数値に換算したもの。

平成 25 年から令和 4 年までの 10 年間でみると、自死者数は平成 28 年に大幅に減少し、平成 29 年から令和 4 年は増減はあるものの、ほぼ横ばいの傾向です。自殺死亡率も同様に平成 28 年に低くなりましたが、平成 29 年以降は横ばいで推移し、令和 3 年は国、県よりも高くなりました。

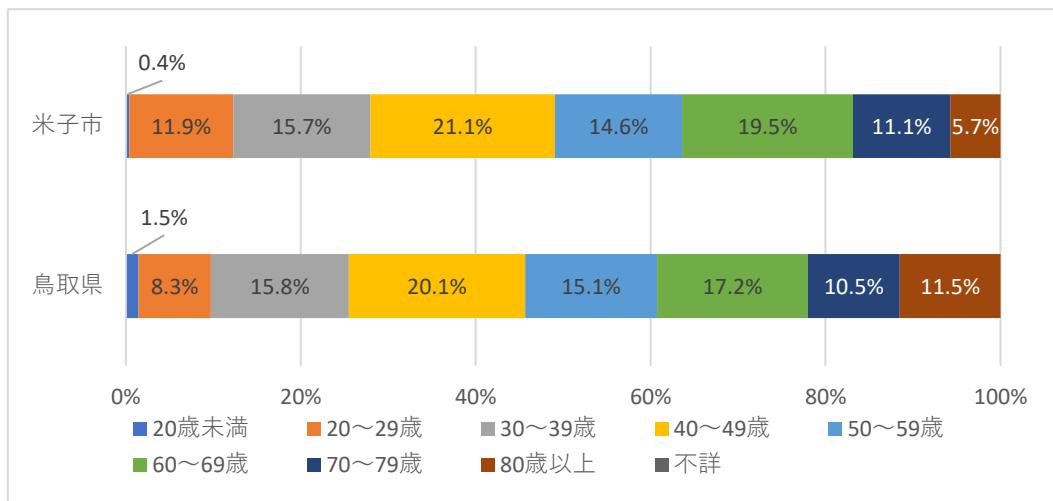
イ 死因別死亡割合



資料：鳥取県「鳥取県人口動態統計」

本市の令和3年における「自死」の死亡割合は全体の1.2%となってています。平成30年の1.1%から0.1ポイント増加しています。

ウ 年代別の割合（平成25年～令和4年計）

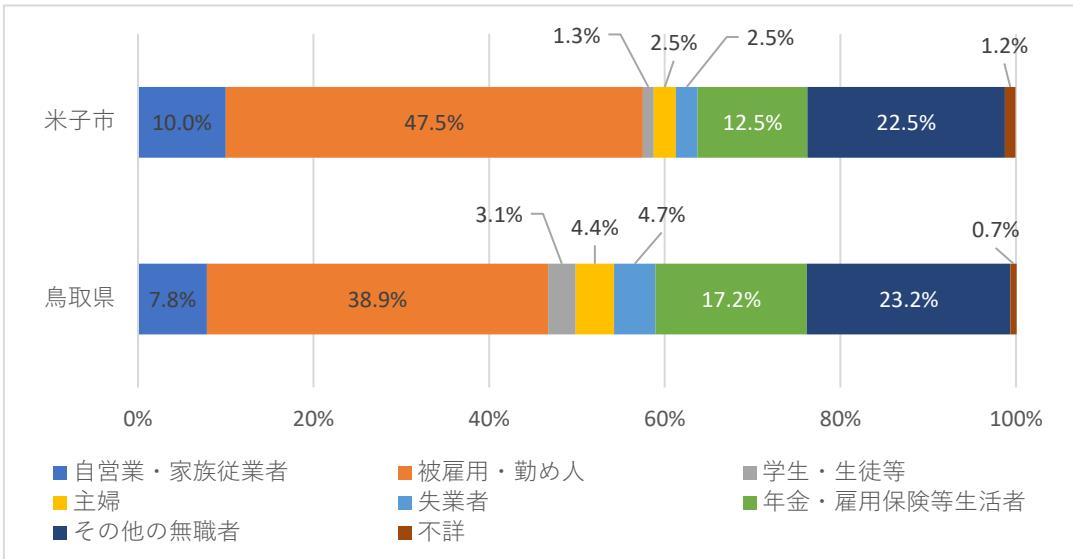


出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

本市の平成25年から令和4年までの10年間の自死者を年齢別にみると、40歳代が最も高く、21.1%を占めています。次に高いのは60歳代で19.5%、3番目が30歳代で15.7%となっています。

県全体でも同様の傾向になっています。

エ 職業別の割合（平成 30 年～令和 3 年※計）



出典：警察庁「自殺統計」

本市の平成 30 年から令和 3 年までの 4 年間の自死者数を職業別の割合でみると、「被雇用・勤め人」が最も高く 47.5% を占めています。次に高いのは「その他の無職者」で 22.5%、3 番目が「年金・雇用保険等生活者」で 12.5% となっています。

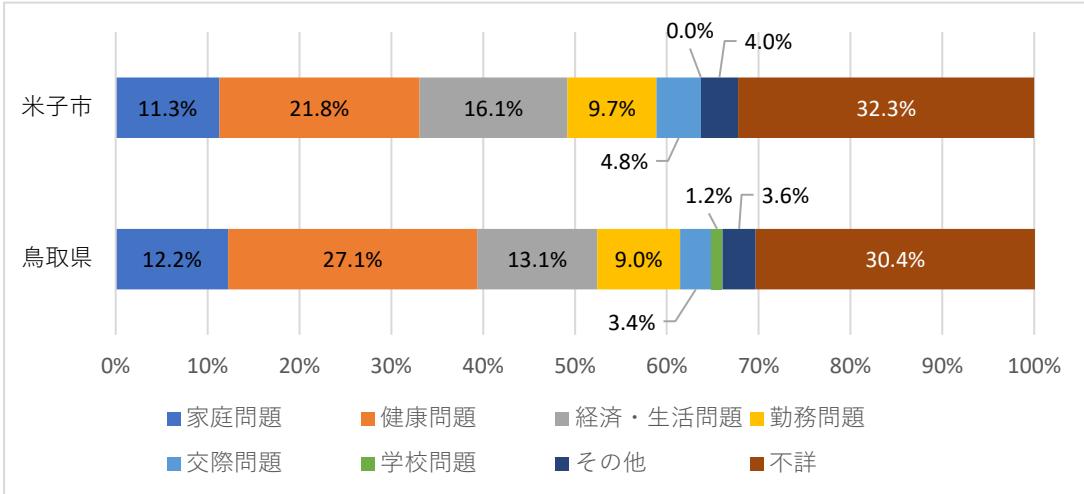
県も「被雇用・勤め人」が最も高く 38.9% となっています。

※警察庁「自殺統計」は自殺統計原票を集計した結果であるが、令和 4 年 1 月分から自殺統計原票が見直され、集計表が以下のとおり変更となった。より詳細なデータで分析するため、令和 3 年分までの数値を使用する。

〈変更点〉

| | |
|-------------|--------------------|
| 旧（令和 3 年まで） | 自営業・家族従業者、被雇用者・勤め人 |
| 新（令和 4 年以降） | (上記 2 つを合わせて) 有職者 |

オ 原因・動機別の割合（平成 30 年～令和 4 年計）

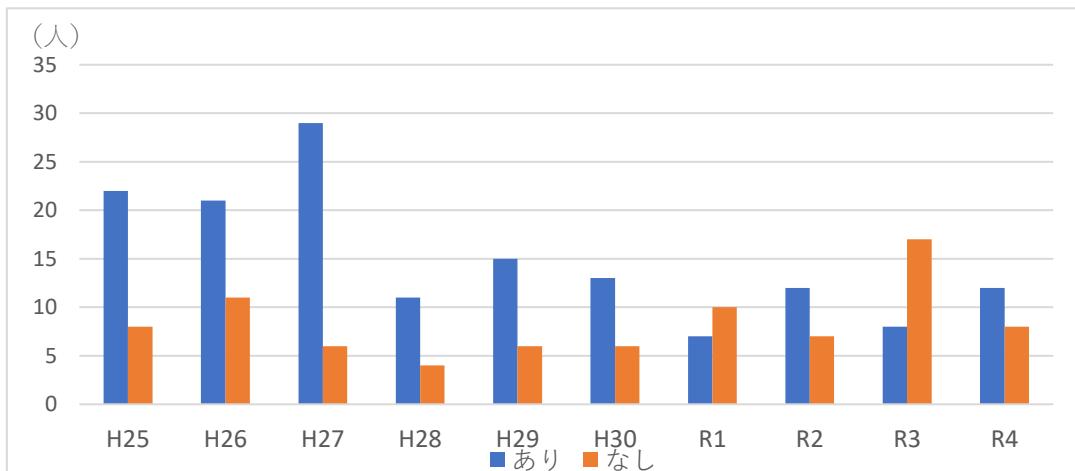


出典：警察庁「自殺統計」

本市の平成 30 年から令和 4 年までの 5 年間の自死者数を原因・動機別の割合でみると、「不詳」を除いて一番高いのは「健康問題」で 21.8% を占めています。次いで、「経済・生活問題」の 16.1% となっています。

県も一番高いのは「健康問題」で 27.1% となっています。

カ 同居人の有無（平成 25 年～令和 4 年）



出典：警察庁「自殺統計」

平成 25 年から令和 4 年までの 10 年間でみると、平成 30 年までは「同居人あり」の方がが多いですが、直近 5 年間でみると逆転している年もあり、傾向が変わってきています。

2 米子市における自死対策の課題整理

（1）米子市地域自殺実態プロファイル

ア 地域自殺実態プロファイルとは

地域自殺実態プロファイルは、いのち支える自殺対策推進センターが国勢調査、人口動態統計調査、企業・経済統計、生活・ライフスタイルに関する統計（国民生活基礎調査、社会生活基本調査等）を独自に集計、分析し、地域の自死の特徴をまとめた簡易レポートです。分析結果に基づき「地域の自殺特性の評価」を行い、地域で取組の優先度が高い分野を「重点パッケージ（重点項目）」として示します。分野は「子ども・若者」、「高齢者」、「勤務・経営」、「無職者・失業者」、「生活困窮者」、「ハイリスク地」、「震災等被災地」、「自殺手段」の 8 つに分けられます。

イ 地域の自死の特徴（平成 29 年から令和 3 年）

米子市の『地域自殺実態プロファイル 2022』（以下「プロファイル」という。）によると、「自殺者の特性上位 5 区分」で自死者が最も多いのは、「男性 20~39 歳有職独居」で、5 年間で 12 人が亡くなっています。2 位以下は 40 歳以上で有職者の男性となっているところから中高年の男性が多く亡くなっています。本市の特徴としては、20 代以上の働く世代の自死が多いことがあげられます。

のことから、本市の重点項目として「勤務・経営」「子ども・若者」の 2 項目があげられており、これらの項目について重点的な対策が必要とされています。

| 自殺者の特性上位 5 区分 | 自殺者数 (5 年計) | 割合 | 自殺死亡率 (10 万対) | 背景にある主な自殺の危機経路（一例） |
|--------------------|----------------|-------|------------------|--|
| 1 位：男性 20~39 歳有職独居 | 12 | 11.9% | 103.2 | ①【正規雇用】配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺／②【非正規雇用】（被虐待・高校中退）非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺 |
| 2 位：男性 40~59 歳有職独居 | 10 | 9.9% | 73.9 | 配置転換（昇進/降格含む）→過労+仕事の失敗→うつ状態+アルコール依存→自殺 |
| 3 位：男性 40~59 歳有職同居 | 10 | 9.9% | 13.6 | 配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺 |
| 4 位：男性 40~59 歳無職同居 | 9 | 8.9% | 174.5 | 失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺 |
| 5 位：男性 60 歳以上有職同居 | 8 | 7.9% | 20.4 | ①【労働者】身体疾患+介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺／②【自営業者】事業不振→借金+介護疲れ→うつ状態→自殺 |

出典：「地域自殺実態プロファイル 2022」

（2）関係機関への聞き取り

労働者に関する機関等（労働者相談窓口、産業保健相談機関、産業医）や自死遺族から、現在の取組の状況や課題などについて聞き取り調査を行いました。（令和 5 年 5 月～9 月）

【主な聞き取り内容】

- 他機関からの紹介で相談される場合が多い。（労働者相談窓口、産業保健相談機関）
- 他機関へチラシを渡し、周知をお願いしている。（労働者相談窓口）
- うつ状態にアルコールやギャンブルの依存症を合併して悩まれるケースが見受けられる。（産業医）
- 悩みを抱えたときに、解消するために使える制度や手続きがあるのか分かりにくい。（自死遺族）
- 自死遺族に対しての偏見が存在する。（自死遺族）

【まとめ】

- さまざまな悩みを抱えられた方が、必要なタイミングで必要な情報へアクセスするための取組が必要。
- 各種相談窓口の周知と連携が必要。
- 自死に対する偏見を無くすための正しい知識の普及啓発が必要。

第3章 第1期計画の取組と評価

1 第1期計画の取組と評価

第1期計画の基本方針に基づく取組と評価は以下のとおりです。

(1) 市民への周知・啓発の推進

【取組】

●一般の人を対象とした周知

- ・健康対策課職員はキャッチコピー「守り、支えあういのち」のロゴ入りジャンパーとロゴ入りポロシャツを着用し、自死予防に関する市民への啓発と職員の意識づけに取り組みました。
- ・ふれあいの里、市役所本庁舎、米子市立図書館、駅前イオンなど多くの人が利用する場所に心の健康や相談窓口に関するステッカーとパンフレット等を設置したり、『米子市ごみ分別収集カレンダー&健康ガイド・国保ガイド』や広報、ホームページにおいてゲートキーパー^{※2}や自死に対する理解の促進を図るために記事を掲載し、啓発を行いました。
- ・睡眠に関する啓発と相談窓口を記載した啓発グッズを地区保健推進員から地域住民へ配布したり、公民館行事の際に配布して周知啓発を行いました。
- ・自死遺族の方の集いの場については広報やホームページ、リーフレットなどを利用し周知しました。
- ・フレイル予防対策を通してフレイル度チェックを実施し、心の健康状態の振り返りと合わせて啓発を行いました。
- ・令和5年に鳥取県主催の「自殺予防週間」街頭キャンペーンに参加し、西部圏域の関係機関とともに自死の現状と、疾患への理解や早期発見、早期治療の大切さを啓発しました。

※2：自死の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、いわば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。

●労働者を対象とした周知

- ・コロナ禍により、集団に向けての周知、啓発が難しくなったため市ホームページの内容を見直し、情報提供を行いました。特に、本市で自死者数の多い壮年期や増加傾向にある若年層に向けて、さまざまな相談窓口の案内や厚生労働省が作成した若年層や労働者等に向けたサイトを市のホームページに掲載しました。

●若者を対象とした周知

- ・令和元年度には米子高校のプレマタニティ教室で、こころの健康についての講義を実施しました。
- ・「二十歳を祝う会」（旧「成人式」）で、自死対策啓発チラシと相談窓口啓発ポケットティッシュを参加者全員に配布しました。
- ・児童生徒の自死は長期休業明け前後に多い傾向にある現状を踏まえ、令和5年度には市内の小学生（5、6年生）と中学生に向けて、夏休み前にこころの相談窓口のチラシを配布しました。

- ・学校において、道徳教育や人権教育をとおし、他者を思いやる気持ちと自分を守る方法を学べるように取り組んでいます。
- ・妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を実施し、母子健康手帳交付時、乳幼児健診など、様々な機会を捉えてメンタルヘルスについての情報提供や、相談窓口を周知しました。

【評価と課題】

- ・様々な機会を捉えて相談窓口やゲートキーパー等に関する啓発活動を行いました。
- ・特に若年層や働く世代は、インターネットを活用して必要な時に必要な情報を得るために、支援を必要としている人へ適切な支援策に係る情報を届けることができるよう今後も継続して市ホームページ等での情報提供を行っていく必要があります。
- ・自死は「誰にでも起こり得る危機」であり、誰もが当事者となり得る重大な問題であることから、地区活動や「自殺予防週間」、「自殺対策強化月間」などの様々な機会を捉え、また、こころの相談以外の相談窓口とも連携し、引き続き啓発を行っていく必要があります。

（2）自死対策を支える人材育成の強化

【取組】

●ゲートキーパーの養成

- ・新型コロナウイルス感染症のまん延により、公民館での活動が減少したため、インターネットを利用した個人向けの啓発に取り組みました。
- ・令和3年度は地域住民の相談、支援を行っている民生委員と児童委員を対象にゲートキーパー研修を行いました。
- ・公私ともにゲートキーパーとして役割を期待される市職員には、職員用掲示板での本市における自死の現状についての情報提供や、ゲートキーパーに関する啓発を行いました。

【評価と課題】

- ・自死対策は身近な人の異変に気付くことから始まるため、引き続き、地域住民に向けて地区活動等でゲートキーパーについての講話と市職員への情報提供を繰り返し実施し、意識の醸成を図る必要があります。
- ・自分と他者の命を大切に考えることのできる人材を育成するためには、ゲートキーパー養成だけでなく、子どものころから人権意識を育み、住民自身が地域を支える体制について積極的に考えていくような取組の必要があります。

（3）関係者・関係施策・関係機関との連携の強化

【取組】

●鳥取県庁、地域自殺対策推進センター（精神保健福祉センター）との連携

- ・コロナ禍においても県が作成する啓発パンフレット等を配布する普及啓発活動は継続して行いました。

- ・相談電話の際に、精神保健福祉センターの紹介を行ったり、本市が相談対応に迷う際には精神保健福祉センターから技術指導・援助を受ける等の連携を取りながら住民対応を行いました。
- ・ゲートキーパー養成のため、精神保健福祉センターの医師による研修を実施しました。
- ・精神保健福祉センター主催の自死遺族の会の運営に協力しました。

● 「守り、支え合ういのちチーム」の発足

- ・保健師を中心に関係機関と連携を取れる体制で相談対応を行いました。
- ・本市では、介護・障がい、子育て、生活困窮等の相談を一体的に受け止める拠点として、また、重層的支援体制整備事業の一環として、令和4年度に総合相談支援センター「えしこに」を開設し、受けた相談を解決していくために、関係機関と連携し対応にあたりました。
- ・福祉保健部及びこども総本部のみならず全庁の相談窓口において福祉ニーズ等を丁寧に聞き取り、適切な福祉サービス等につなげられるように、「断らない相談」の取組を実施しています。
- ・母子保健分野の支援を必要とする家庭について、こども相談課と地区担当保健師、医療機関や児童相談所等の関係機関が連携しながら必要な支援を行っています。

● 労働者について

- ・米子市健康増進計画と協働し、県や協会けんぽ等と連携を図りながら事業所訪問等を行う予定でしたが、コロナ禍により訪問を行うことができませんでした。

● 子ども・若者について

- ・学校とこども相談課との定例会の実施や児童相談所との連携により、困難を抱える児童生徒や家庭の支援を行いました。
- ・児童生徒及び保護者の環境に働きかけを行うため、中学校区ごとに担当のスクールソーシャルワーカーを配置しました。また、スクールカウンセラーが各学校で定期的に相談活動を実施しています。
- ・子どもに関する相談を一本化することで妊娠期からの切れ目ない支援を行うことを目的に令和3年度よりこども総合相談窓口を開設しました。

● 出産前後の母親について

- ・妊娠期からの支援が必要な家庭に対しては地区担当保健師や家庭児童相談員が多職種と連携し、伴走型の支援を行いました。
- ・産後健診を実施し、必要時、産科医療機関からの連絡が届く体制を整えたことで、産後うつ傾向にある産婦への産後ケア等の対応が速やかになりました。

【評価と課題】

- ・各種総合相談窓口の設置や、関係機関と支援連携のための体制づくりを行い、相談者から寄せられる様々な問題に対応しました。社会の変化に伴い、今後、さらに複雑化する問題に対応するため、包括的な支援体制の整備や状態が深刻化する前の早期発見、複合的課題に対応するための関係機関のネットワークを強化する必要があります。
- ・コロナ禍により労働者に向けた対策が十分に行えなかつたため、協会けんぽや中小企業労働相談所など労働者の福利厚生を担当している組織と連携を行う必要があります。

(4) 生きることの包括的な支援の推進

【取組】

●相談事業の実施

- ・「こころの相談窓口」では電話、メール、訪問等により随時、相談を受けていますが、利用の9割が電話での相談でした。女性の相談が多く、匿名希望が多いため単発の相談が多い傾向にありました。
- ・令和4年度はコロナ禍で、外出できず人との交流を持つことができない不安等から、特定の利用者からの相談が増えたことで、相談件数全体も増加しました。
- ・こども総合相談窓口や総合相談支援センター「えしこに」を開設し、制度の狭間で生きづらさを抱えている方への相談支援体制を整えてきました。

●居場所づくり

- ・市民の孤立化を防ぐため、親子で遊べる子育て支援センター、精神障がい者の集いの場、オレンジ（認知症）カフェなど、情報交換や社会参加の場を開催してきました。
- ・令和4年度には、子育て支援センターを増設し、保護者同士の交流の場の提供や子育てサークルの支援等の更なる充実を図りました。
- ・令和4年度に、様々な要因により在籍する学校へ通いづらさを感じている児童生徒を対象に、社会的な自立や学校復帰に向かうきっかけづくりができる場として米子市教育支援センター～ぷらっとホーム～を開設しました。
- ・令和5年度から、引きこもり等の社会的孤立状況にある方に対して、重層的支援体制整備事業の一環である居場所づくり事業で通いの場の提供や社会とつながるための支援を行い、社会参加を促しました。

●学ぶ場の提供

- ・より生活しやすく、充実した日々を過ごすための学びの場として、男性のための料理＆健康教室、フレイル予防対策の運動体験ができる場の充実を図ってきました。
- ・困ったときに適切な支援を受け、安心して育児ができるようにのびのび親子教室、なるほど子育て術、タムタムスクールなどの親子教室を開催しました。
- ・こども☆みらい塾や子ども食堂等、子どもの居場所と学習面をサポートする場を提供しました。
- ・公民館で各種講座を開催し、幅広く社会教育を実施し学びの場の提供を行いました。

●遺された人への支援

- ・精神保健福祉センターが主体となり、自助グループの協力のもと米子市において実施している「家族の集い」（自死遺族の集い）に参加し、活動の支援を行いました。
- ・「こころの相談窓口」や「家族の集い」等の広報やリーフレットの設置など周知に努めました。

【評価と課題】

- ・子どもに関する総合相談窓口や属性を問わない総合相談窓口の整備等、相談体制の充実を図ってきましたが、市民全体の認知度は十分とは言えないため、今後も周知を行い、支援が必要となったときの相談先として利用してもらえるように認知度を高めていく

必要があります。

- ・孤独、孤立の問題を抱える当事者やその家族に対する支援を行っていくことは、その先にある自死の予防につながるため、「孤独・孤立対策」とも連携を図っていく必要があります。
- ・自死遺族が抱えている複雑な思いを誰かに話したいと思ったときに分かち合える場が限られているため、継続して開催の支援をしていく必要があります。

2 第1期計画の数値目標の評価

第1期計画では数値目標を「平成25年から平成29年の自死者数の平均人数（28人）を基準とし、令和元年から5年後の令和5年までに自死者数を20%以上減少させること」としており、令和4年の自死者数が20人であることから数値目標を達成しました。しかし、依然としてかけがえのない多くの命が日々、自死に追い込まれている現状は変わらないため引き続き対策を行っていきます。

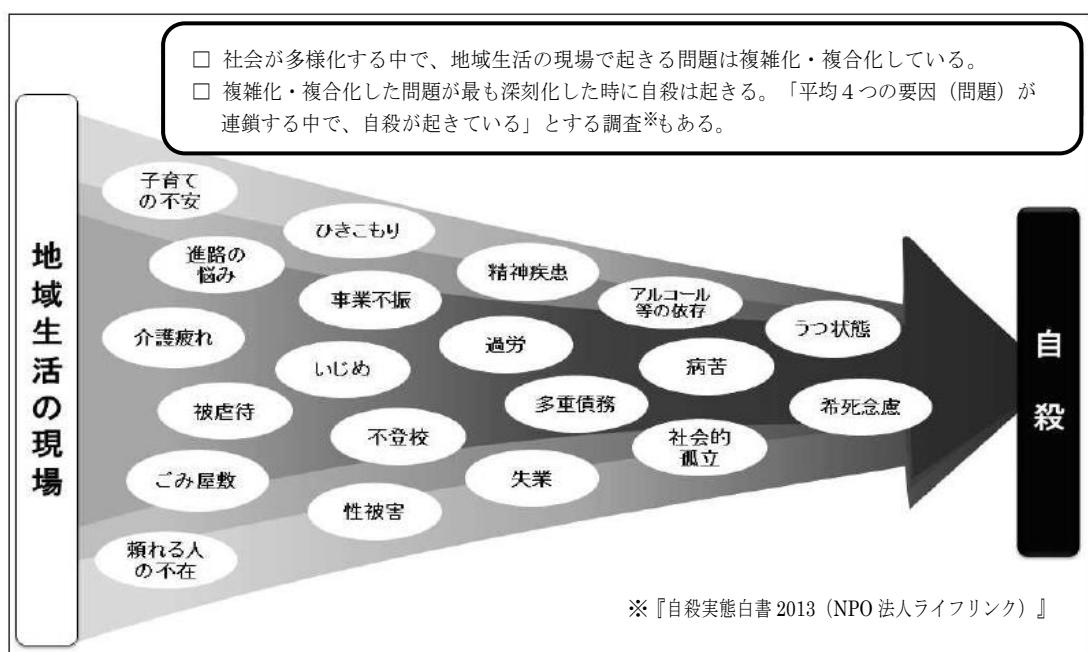
第4章 計画の基本的な考え方

1 基本認識

自死は、その多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことのできる社会的な問題であることからも、自死対策を生きることの包括的な支援として、社会全体の自死リスクを低下させるとともに一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開する必要があります。

自死に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自死を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。そのためには、様々な分野（孤独・孤立、生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等）の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

とりわけ、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の実施など地域共生社会の実現に向けた取組、生活困窮者自立支援制度などの連携を推進することや、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにすること、その他にも孤独・孤立対策やこども担当部局との連携を図る取組が重要です。



自死の危機イメージ図（厚生労働省資料）

2 基本理念

本市では、平成31年3月に第1期計画を策定し、相談窓口等の周知啓発を中心に自死対策に取り組んできました。自死者数も第1期計画の数値目標を達成し、ある程度の成果は見えていますが、依然としてかけがえのない多くの命が日々、自死に追い込まれている現状は変わりありません。

国が自殺総合対策大綱で掲げている「自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題である」という、基本認識のもと、本計画では、次とおり基本理念を定め、社会全体の自死のリスクを低下させるための支援を推進します。

基本理念

守り、支え合ういのち 米子
～誰も自死に追い込まれることのない米子市の実現をめざして～

3 計画の数値目標

平成 28 年 4 月の基本法の改正により、誰も自死に追い込まれることのない社会の実現をめざし対処していくことが重要な課題であるとされており、本市が最終的にめざすべきはそうした社会の実現です。そのための当面の数値目標を次のとおりとし、より一層の推進をめざします。

第 2 期計画の数値目標

平成 30 年から令和 4 年の自死者数の平均人数（20 人）を基準とし、
令和 11 年までに自死者数を 25%（5 人）以上減少させる。

4 基本方針

本市においては、国の自殺総合対策大綱、第 1 期計画の課題、プロファイルの分析等を踏まえて、自死対策の推進のため各種施策に取り組むこととします。

5 米子市の施策体系

施策の体系図

〈基本施策〉

- 1 市民への啓発と周知
- 2 自死対策を支える人材育成の強化
- 3 地域におけるネットワークの強化
- 4 生きることの促進要因への支援

〈重点施策〉

- 1 労働者の自死対策の推進
- 2 子ども・若者の自死対策の推進

生きる支援の関連施策（各課の取組）

本市の自死対策は、国において、全国的に共通して取り組むことが望ましいとされている「基本施策」と、プロファイルより見えてきた本市の自死の実態を踏まえて定めた「重点施策」、府内で既に行われている事業を自死対策の視点を持ってまとめた「生きる支援の関連施策」で構成します。

(1) 基本施策

基本施策とは、自死対策を推進するうえで欠かすことのできない基盤の取組であり、以下の4つの施策からなります。

基本施策1 市民への啓発と周知

自死に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現状があります。そういう心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合に援助を求めることが適切であるということが、社会全体の共通認識となるよう、様々な機会で積極的に普及啓発を行います。あわせてこころの相談窓口等の情報提供を定期的に行うことで、危機に陥った時の相談先の存在を周知していきます。

また、自死に対する誤った認識や偏見を払拭し、命や暮らしの危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適當であるということの理解を促進することを通じて、自分の周りにいるかもしれない自死を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという意識が共有されるように取組を実施します。

基本施策2 自死対策を支える人材育成の強化

身近にいる大切な人の「いつもと違う」に気づけるように地区活動等の様々な機会を捉えてゲートキーパーやメンタルヘルスの講話等に取り組んでいきます。

また、地域で支えあう体制を築き、誰もが自死に追い込まれることなく安心して生活できる社会づくりを行うために、市民ひとり一人ができる考えたり、子どものころから自尊感情を育み、人とつながることの喜びや温かさを感じ、様々な文化や価値観などの多様性を認め合う意識の醸成を図る取組を推進していきます。

基本施策3 地域におけるネットワークの強化

すべての市民が安心して生活するには、精神保健的な視点だけではなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が必要です。包括的な取組を行うには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があるため、自死対策に特化したネットワークだけでなく他の事業を通じて展開されているネットワーク等と自死対策の連携の強化にも引き続き、取り組んでいきます。・

特に、自死対策と地域共生社会の実現に向けた「重層的支援体制整備事業」は、包括的

な支援体制の整備、市民も参加する地域づくりとして展開していくこと、状態が深刻化する前の早期発見や複合的課題に対応するための関係機関のネットワークづくりが重要であることなど共通する部分が多く、加えて生活困窮者自立支援制度にも共通する部分が多いため、一体的な取組を行っていきます。

基本施策4 生きることの促進要因への支援

自死対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行うことです。「生きることの促進要因」への支援という観点から、相談窓口、居場所づくり、遭された方の支援に関する対策等を推進していきます。

(2) 重点施策

プロファイルから見える本市の自死の特徴として、20代以上の有職者の自死が多い傾向にあることや、自死で亡くなった方の職業別割合をみると「被用者・勤め人」が最も多いことから、「労働者」に重点を置いた対策が必要だと考えられます。あわせて、命や暮らしの危機に直面した時の問題の整理や対処方法を、児童生徒のうちから身につけられるように、「子ども・若者」への対策も重点施策として取り組んでいきます。

(3) 生きる支援の関連施策

自死対策は生きることの包括的な支援であるという視点から府内の既存事業を捉え、様々な分野で取組を推進することで、社会全体の自死リスクを低下させ、市民が自死に追い込まれるという危機に陥ることを防ぎます。

第5章 米子市の自死対策における具体的な取組

本市では、前章で掲げた4つの基本施策に基づき、次のとおり取り組みます。

※重点施策として位置付けた、「労働者」「子ども・若者」の2つに関連する取組を、基本施策の中で【重点】と表記をしています。

基本施策1 市民への啓発と周知

| 取組 | 事業概要・自死対策の視点 |
|------------------------|--|
| 自死対策（予防）の意識啓発及び相談窓口の周知 | <p>多くの市民が利用する駅前イオン、米子市立図書館に設置してあるパンフレットラックにこころの相談窓口の案内等の啓発物を置き、周知・広報を行います。（健康対策課）</p> <p>公民館で実施している調理実習や健康講座等の機会を用い、自死対策の啓発を行います。その他、市民へ自死対策に関する情報提供を行える機会の確保に努めます。（健康対策課）</p> <p>【重点】 市ホームページやSNS等を活用し、若年層向けのメンタルヘルスや相談窓口の安全で正確な情報提供に努めます。また、労働相談を受ける機関と連携して、教育機関向けの出前セミナー等でこころの相談窓口の情報を提供を行い、将来悩んだ時に「誰かに相談する」という選択肢を取ってもらえるように働きかけていきます。（健康対策課）</p> <p>【重点】 妊娠期から切れ目ない支援を実施する中で、母子健康手帳交付時や乳幼児健診など、様々な機会を捉えてメンタルヘルスについての情報提供や相談窓口を周知します。（こども相談課）</p> <p>【重点】 市ホームページに、労働者に向けて厚生労働省等が作成したメンタルヘルスや相談窓口に関するサイトや労働者向けこころの相談会等の情報をまとめ、正確な情報提供を行い、相談希望者が検索した際に適切な専門知識を持つ支援者につなげることができるよう努めます。 また、労働者の相談を受ける機関等と連携し、周知啓発を行います。（健康対策課）</p> |
| 自殺予防週間・自殺対策強化月間ににおける啓発 | <p>自死予防への市民、職員の関心を高めるために、キャッチコピー「守り、支え合ういのち」入りTシャツ・ジャンパー等を職員が着用し、啓発を行います。（健康対策課）</p> <p>「米子市ごみ分別収集カレンダー&健康ガイド・国保ガイド」や、広報よなご、市ホームページで、自死対策に関する情報提供</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>を行うことで自死に対する正しい認識や理解の促進を図ります。 (健康対策課)</p> <p>鳥取県の実施する「自殺予防週間」街頭キャンペーンに参加し、啓発物の配布や自死予防の声かけ、周知を行います。(健康対策課)</p> |
|--|--|

基本施策2　自死対策を支える人材育成の強化

| 取組 | 事業概要・自死対策の視点 |
|---------------|---|
| ゲートキーパーの養成 | 各地区の公民館で行われる健康講座等の様々な機会を捉えて講話を実施し、悩んでいる人に気づいた際の寄り添い方や紹介先となる相談窓口等を学んでいただくことで地域や職場でのゲートキーパーとなるべく人材を養成します。(健康対策課) |
| | 市職員は公私ともにゲートキーパーとしての役割を期待されるため、自死の現状や自死対策の取組の情報提供とともに様々な困りごとに対する相談窓口の案内を行うことで知識の普及啓発を行います。(健康対策課) |
| | 【重点】 市職員が公私ともにゲートキーパーとして活躍するために、職員自身のこころの健康を維持できるように、メンタルヘルスに関する情報提供を行っていきます。(健康対策課) |
| 市役所職員への相談対応研修 | 担当業務以外の相談や困りごとも積極的に伺い、丁寧につなぐ「断らない相談」対応研修にて、全ての職員にゲートキーパーの役割があることを言及しています。(福祉政策課) |
| 人と地域つながる研修 | 地域での支えあい活動や福祉支援を行う人材の育成・確保するために研修等を行います。伴走支援の考え方を深めたり、手の届く範囲でできることを考える等、修了者へのフォローアップ研修も行っています。(福祉政策課) |
| 人権教育の実施 | 【重点】 子どもたちが自分自身を肯定的にとらえる自尊感情を育み、自分や他人の命を最大限に尊重する心を育て、多様性を認め合える豊かな人間関係を築けるように、「米子市人権教育推進プラン」に基づいて人権教育を推進していきます。(学校教育課) |

基本施策3 地域におけるネットワークの強化

| 取組 | 事業概要・自死対策の視点 |
|-------------------|---|
| 自死対策事業相談窓口担当者連絡会 | 自死対策を進めていくうえで、自死予防に係る相談技術の向上や相談機関が連携して情報や課題の共有を行うことが不可欠であるため、鳥取県主催の連絡会に参加し、相談対応技術の向上と地域支援のネットワーク構築を図ります。(健康対策課) |
| 全市的な総合相談支援センターの開設 | 高齢・障がい・生活困窮などの福祉分野を問わず生活福祉相談ができる総合相談窓口であり、複雑化・複合化する課題を抱えた地域住民を地域や関係支援機関等と連携して支援していく拠点である総合相談支援センターの充実を図ります。(福祉政策課) |
| 重層的支援体制整備事業の実施 | 複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備を目的として、属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施します。(福祉政策課) |
| 緊急時対応検討会 | ここでの相談を受ける中で、自死をほのめかしたり自死につながる可能性が高いと思われるケースの対応をする際は、課長、課長補佐、事業担当者、相談対応者が緊急性と対応について速やかに協議を行います。協議の結果、市役所内外の関係機関と連携した支援が必要と判断した場合は、各分野の支援者とともにに対応します。相談対応者がひとりで抱え込むことなく、チームで支援体制を検討・実施していくことで、より相談者の思いに寄り添った支援を行うことができます。(健康対策課) |

基本施策4 生きることの促進要因への支援

| 取組 | 事業概要・自死対策の視点 |
|--------------|--|
| ここでの相談窓口事業 | 誰に相談したらよいか分からなかったり、身近な人には相談にくいこころの悩みや辛さを抱えた際、一人で抱え込むことのないように面談、電話、訪問等により相談を受けます。必要時、県主催の自死対策事業相談窓口担当者連絡会の関係機関を紹介し、専門家と話ができるようになります。(健康対策課) |
| こども総合相談窓口の運営 | 【重点】 子どもに関するあらゆる相談の窓口として、妊娠期から子どもと保護者に寄り添い、必要があれば関係各課や適切な関係機関につなぐ等、「切れ目ない支援」を行っていきます。(こども相談課) |

| | |
|---------------------------|--|
| 総合相談支援センター「えしこに」の運営 | 属性を問わない相談窓口としてあらゆる生活福祉相談を受け止める総合相談窓口であるとともに、介護、障がい、子育て、生活困窮等の各分野の相談窓口とも連携し、一体的に相談を受け止める包括的相談支援体制を構築していきます。(福祉政策課) |
| 子どもの貧困対策事業 | 【重点】 生まれ育った環境によって子どもの将来が左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図る必要があります。子ども大綱の方針に基づいて、生活支援、学習支援、親への支援など、子どもの貧困に対する支援を総合的に実施します。(子ども政策課) |
| いじめ、不登校等の未然防止に向けた体制づくり | 【重点】 児童生徒が安心して自分の思いを表現するためには、学級組織や学校全体の一人ひとりを大切にする土壌が必要となってきます。教職員による日常的な児童生徒の観察と情報共有や、アンケート等の客観的な指標を活用しながら人間関係や学級の状況を把握して、児童生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるように支援を行います。(学校教育課) 【重点】 いじめ、不登校、暴力行為、虐待等の学校における生徒指導上の課題のうち、学校だけでは対応が困難な事案について、関係機関と効果的・効率的に連携するためのコーディネーターとしてスクールソーシャルワーカーを派遣します。起きている課題が「生きることの阻害因子」となる前に、学校と協働して早期のアセスメントやプランニングを行うことで状況の好転や解決につなげます。(学校教育課) |
| 課題を抱えた児童生徒の早期発見・早期支援体制づくり | 【重点】 児童生徒自身で周囲に相談することが難しかったり、ヤングケアラーや児童虐待など家族や本人に自覚が無い、または、支援が必要でも表面化しない家庭内のデリケートな問題もあるため、教育相談で丁寧に聞き取りを行ったり、生活アンケートを実施するなど、引き続き、様々な機会を通じて相談ができる体制の充実に努めます。(学校教育課) 【重点】 市内すべての中学校区にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒やその保護者の悩みや不安を安心して相談できる体制づくりを引き続き、行っていきます。(学校教育課) |

| | |
|-----------------|--|
| | <p>【重点】</p> <p>ICT を活用した学習支援（いい学び推進事業）や校内サポート教室（多様な学び推進事業）、教育支援センター～ぷらっとホームへの運営等を行い、安心して教育を受けられる居場所づくり・体制づくりを通して、登校という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒個々の状況に応じた支援の推進に取り組みます。（学校教育課）</p> |
| 居場所づくり事業 | 引きこもり等社会的孤立状況にある方に対して、通いの場の提供や社会とつながるための支援等を通じて社会参加を促します。（福祉政策課） |
| 自死遺族や自助グループへの支援 | 精神保健福祉センターが主催する会「家族の集い」で、自死遺族自助グループ「コスモスの会」の協力のもと、遺族の方が安心して語ることができる場となるように支援を行っていきます。（健康対策課） |
| | 自死遺族の方に「家族の集い」や自死遺族自助グループの活動について広く知っていただくために、市報等で情報提供を行います。（健康対策課） |

生きる支援の関連施策

| 事業・取組名 | 事業概要 | 主な担当課 |
|-----------------------|---|----------------|
| 人権教育研究 | 児童生徒・教職員の人権意識や人権感覚の高揚を図るための事業の実施。 | 学校教育課 |
| 学校保健に関すること | 児童生徒の健全育成に係るチラシ等の配布。 | 学校教育課 |
| 就学に関すること | 義務教育児童生徒の就学に関する事務。 | 学校教育課 |
| 日本語教育推進員等設置事業 | 日本語の理解が不十分な児童生徒への学習支援と教育相談。 | 学校教育課 |
| 下水道使用料徴収業務 | 料金滞納者に対する支払い相談対応、必要時に関係機関への連絡調整を行う。 | 下水道営業課 |
| 水道料金徴収業務 | | 水道局 |
| 健康づくりに関する地区組織活動 | 地区保健推進員、食生活改善推進員の活動を通じて市民の健康づくりに働きかける。 | 健康対策課 |
| 健康づくりに関すること | 健康に関する知識の普及や啓発、生活習慣病の予防促進を行う。 ・各種健診、がん検診、人間ドック ・健康に関する食事・運動などの各種教室 ・健康相談・訪問指導の実施 | 健康対策課 保険年金課 |
| 在宅育児の支援 | 保育所での延長保育、一時預かり等、在宅育児の支援を行う。 | こども支援課 |
| ファミリー・サポート・センターに関すること | 育児の援助を受けたい者と援助したい者を会員として、会員相互の育児支援活動を行う。 | こども支援課 |

| | | |
|-------------------------|---|------------------|
| 子育て家庭の経済的負担軽減 | 保育料負担の軽減を検討する。 | こども支援課 |
| ひとり親家庭相談 | ひとり親家庭の自立促進のため、就労支援、貸付相談、母子保護等の相談対応を行う。 | こども支援課 |
| 母子世帯への貸付相談 | 生活に関わる転居や就業、子の進学などの際に無利子または低利子で一定額借りられる県の母子貸付制度の相談対応を行う。 | こども支援課 |
| 就学援助と特別支援学級就学奨励補助に関すること | 経済的に困窮している児童、生徒への給食費、学用品、医療費等の補助と特別支援学級在籍者への就学奨励費の補助。 | こども支援課 |
| 震災児童生徒就学の援助 | 震災により就学が困難となった児童生徒への学用品、給食費、医療費等の援助。 | こども支援課 |
| ひとり親家庭の自立支援 | 所得状況をもとに教育・保育に必要な実費徴収費の助成をする等、経渉的支援を行う。 ・児童扶養手当、医療費助成、保育料負担軽減 ・ヘルパー派遣（県の協力あり） | こども支援課 |
| ひとり親家庭への就労支援 | 母子父子自立支援員が子育て中のひとり親に対して就労支援プログラムをハローワークと協同支援する。 | こども支援課 |
| 仕事と子育ての両立の推進 | 保護者の希望に応じて円滑に保育施設、放課後児童健全育成事業を利用できるよう体制整備に努める。 ・待機児童の解消 ・延長保育、病児・病後児保育、休日保育、障がい児保育の推進 | こども支援課 こども政策課 |
| 家庭教育支援 | タムタムスクール、PTA 子育て講座といった親の学習機会や保護者同士の仲間づくりの場の提供。 | こども政策課 |
| 学校・幼稚園・保育所の教育環境等の整備 | 幼児期の教育の推進、園から就学への円滑な移行を推進する。 | こども政策課 |
| 子どもへの学習生活支援 | ひとり親家庭、生活保護受給世帯の児童生徒に対し、大学生や元教員等のボランティアによる学習支援を行う。（民間委託） | こども政策課 |
| 婦人保護対策 | DV被害その他、女性からのあらゆる相談・支援を女性相談員が行う。 | こども相談課 |
| 児童家庭相談 | 児童や妊婦のいる家庭に関するあらゆる相談と継続支援を行う。 | こども相談課 |
| 養育支援訪問 | 養育困難な状況にある乳幼児のいる家庭に対し、育児に関する助言や手伝いを訪問にて提供する。 | こども相談課 |
| 母子保健に関すること | 妊娠中から育児期までの切れ目ない支援の促進。 例）母子健康手帳交付、産後健診、赤ちゃん訪問、産後ケア、育児等の相談、乳幼児健診、講習会等の開催 | こども相談課 |
| 出産・子育て応援給付金 | 全ての妊娠・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期からの伴走型支援と経済的支援を一体的に行う。 | こども相談課 |
| 子育て支援センターに関すること | センターを運営し、就学前の子どもと保護者のための交流の場を提供する。 | こども相談課 |
| 子育てサークルの支援 | 地域の子どもや保護者の交流促進のため、全ての地区でサークル活動ができるよう支援をする。 | こども相談課 |

| | | |
|---------------------------------|---|---------|
| 発達支援相談のこと | 発達・情緒・集団行動の場面で課題がある児童と保護者への支援を行う。 5歳児健診、発達支援教室など、子どもの発達に関する相談機会を提供する。 | こども相談課 |
| 児童発達支援センター（あかしや）の運営 | 就学前の障がい児に対し、発達支援、家族支援を行うため、「あかしや」を運営する。 | こども相談課 |
| 1年生アドバイザーの配置 | 特別な支援や配慮を必要とする子どもを含むすべての1年生児童がスムーズな小学校生活をスタートできるよう支援機関に助言を行う。 | こども相談課 |
| DV予防啓発支援員の派遣 | 交際中から起こるデートDVを未然に防ぐため、中学・高校等へ婦人相談員をデートDV予防講座の講師として派遣する。 | こども相談課 |
| 要保護児童対策地域協議会の運営 | 虐待を受けている子どもその他の要保護児童を早期発見し適切な保護を図るため、関係機関等が情報交換や支援内容の協議を行うための協議会を設置・運営する。 | こども相談課 |
| 母子生活支援施設のこと | 様々な事情により児童を養育することが困難な母子を保護し、自立を支援する母子生活支援施設の利用を提供する。 | こども相談課 |
| 子育て短期支援(ショートステイ、トワイライトステイ) | 保護者の事情により一時的に子どもの養育が困難になった時に、児童養護施設等へ委託し一定期間養育・保護する。 | こども相談課 |
| 助産施設入所実施 | 経済的理由により病院で出産困難な妊婦が安心安全に出産できるよう助産施設(医療機関)利用を提供する。 | こども相談課 |
| 安心マタニティ事業 | 産み育てたいという気持ちがありながら、様々な理由により不安をかかえる単身の妊婦に対して支援を行う。 | こども相談課 |
| 住民基本台帳の支援措置のこと | DV等の被害者保護を目的として、加害者が被害者の住所を探索することを防止するため、住民票等の交付制限を行う。 | 市民一課 |
| 市民相談 | 多種多様な相談への助言と各課・関係機関等への案内。 | 市民二課 |
| 消費生活相談 | 特殊詐欺や契約など消費生活に関する相談対応や詐欺被害を防ぐための情報提供と啓発を行う。 | 市民二課 |
| 公営住宅管理事務 | 公営住宅の管理・公募事務。 | 住宅政策課 |
| 公営住宅家賃滞納整理対策 | 滞納使用料の効率的収納と自主納付促進のため、公営住宅使用料収納嘱託員を設置。 | 住宅政策課 |
| 納付相談 | 市税、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の納付に関する相談業務。 | 収納推進課 |
| 社会教育活動の推進 | 生涯各期におけるさまざまな課題に対する学習機会の提供。(市民講座) | 生涯学習課 |
| 障がい者相談窓口 | 障がい者及びその家族等並びにその他の関係者からの相談に対する助言・指導を行う。 | 障がい者支援課 |
| こころの健康（うつ病、依存症、発達障がいなど）に関する相談窓口 | こころの悩みや精神疾患などの病気、依存症などに関する相談を本人や家族から受け、助言をしたり、関係機関との調整を行う。 | 障がい者支援課 |

| | | |
|------------------|--|-----------|
| 障がい児支援のこと | 児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・障害児相談支援を行う。 | 障がい者支援課 |
| 障がい者虐待の対応 | 相談・通報窓口である米子市障がい者虐待防止センターを設置し対応する。 | 障がい者支援課 |
| 精神障がい者の集いの場 | ・月1回、精神障がい者の集いを開催 ・創作活動や生産活動、社会との交流促進など、障がいのあるかたの様々な活動の場（地域活動支援センター）の提供 | 障がい者支援課 |
| 障がい者への差別解消を推進 | 障がいを理由とする差別の解消に向けた相談時の対応指針を職員向けに作成、さらに市民・事業者等への啓発を行う。 | 障がい者支援課 |
| 日中一時支援事業について | 障がい者の日中における活動の場の確保することで、日常的に介護している家族の就労や一時的な休息のための支援する。 | 障がい者支援課 |
| 手話奉仕員の養成 | 日常生活に必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する。 | 障がい者支援課 |
| 訓練等給付のこと | 自立訓練・就労移行支援・就労定着支援・就労継続支援A型B型・共同生活援助・自立生活援助等の訓練給付を行う。 | 障がい者支援課 |
| 障がい者に対する手当の支給のこと | 特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当・特別児童扶養手当の支給。 | 障がい者支援課 |
| 人権啓発・人権相談のこと | 人権に関する講演会、研修会、企画展などによる啓発や、隣保館等において相談を実施。 | 人権政策課 |
| 社会を明るくする運動のこと | 米子市推進委員会事務局の運営と犯罪や非行から立ち直ろうとする人を地域で支え合うことの重要性の啓発。 | 人権政策課 |
| 総合教育会議 | 緊急の場合の児童・生徒等の生命・身体の保護措置についての協議・調整を行う。 | 総合政策課 |
| ワーク・ライフ・バランスの促進 | 啓発講座の開催や関係機関の情報提供等を行う。 | 男女共同参画推進課 |
| 男女共同参画推進のこと | 男女共同参画推進のための情報提供や啓発、男女共同参画センターの運営。 講座等を開催し、関係機関と連携して予防・啓発を行う。 | 男女共同参画推進課 |
| 公民館の運営(社会教育講座) | 各地区公民館において、地域の課題や住民の学習ニーズに応じたテーマの講座を実施。 | 地域振興課 |
| 介護に関する相談 | 介護保険等に関する相談を受ける。 | 長寿社会課 |
| 地域包括支援センターのこと | 高齢者が地域で安心して生活できるための相談・支援を行う窓口である地域包括支援センターの運営を行う。 | 長寿社会課 |
| 高齢者の居場所づくりのこと | 自宅にひきこもらず、交流することができる場の提供。 ・運動体験 ・高齢者運動会や敬老会等への協力 | 長寿社会課 |
| オレンジカフェ(認知症カフェ) | 認知症の人やその家族、地域住民が専門職と気軽に相談できる場を提供する。 | 長寿社会課 |
| 養護老人ホームへの入所のこと | 養護老人ホームへの措置入所に関する thingを行ふ。 | 長寿社会課 |

| | | |
|--------------------------|--|-------|
| 老人福祉バス運行に関すること | 老人クラブ等の研修及び交流のための老人福祉バスの運行。 | 長寿社会課 |
| 老人福祉センターの管理・運営に関すること | 高齢者に健康で明るい生活を営んでもらうことを目的に設置された老人福祉センターの管理・運営。 | 長寿社会課 |
| 生活保護に関すること | 最低生活維持困難者に対する最低生活の保障と相談支援、自立支援の実施。 | 福祉課 |
| 中国残留邦人等への生活支援事業 | 特定中国残留邦人等とその配偶者のうち、最低生活維持困難者の最低生活の保障と相談支援、自立支援の実施。 | 福祉課 |
| 生活保護受給者の就労への支援 | 生活保護受給者のうち、就労可能な者の求職活動の支援。 | 福祉課 |
| 法外援護に関すること | 行旅困窮者への支援、生活保護受給児童・生徒の修学旅行時的小遣い金の支援等を行う。 | 福祉課 |
| 生活困窮者への相談 | 生活困窮者からの相談対応と支援、必要時関係機関への連絡調整等を行う。 | 福祉政策課 |
| 原油価格・物価高騰に伴う生活支援給付金事業 | 原油価格や物価、光熱費の高騰に直面する生活保護世帯等の負担を軽減するため、生活支援給付金を支給する。 | 福祉政策課 |
| 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業 | エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた低所得世帯と事業者等の負担を軽減するため、緊急給付金を支給する。 | 福祉政策課 |
| 生活困窮者自立支援事業（住宅確保給付金事業） | 離職または自営業の廃止により経済的に困窮し、住宅を喪失した方もしくは喪失するおそれのある方に家賃相当額を支給し、住まいと就労機会の確保に向けた支援を行う。 | 福祉政策課 |
| 生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業） | 生活困窮者が、経済的に困窮している状態から早期脱却することを支援するために、本人の状態に応じ、包括的かつ継続的な相談支援等を実施するとともに、地域における自立、就労支援等の体制を構築し、もって生活困窮者の自立促進を図る。 | 福祉政策課 |
| 生活困窮者自立支援事業（就労準備支援事業） | 「他の人とうまくコミュニケーションがとれない」など、直ちに就労が困難な方に6か月から1年の間、プログラムにそって、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行う。 | 福祉政策課 |
| 生活困窮者自立支援事業（家計相談支援事業） | 家計の立て直しや相談者が自ら家計を管理できるように、根本的な課題を把握し、状況に応じた支援計画の作成、相談支援等、早期の生活再生を支援する。 | 福祉政策課 |
| 包括的相談支援事業（地域包括支援センターの運営） | 相談者の属性、世代、内容に関わらず包括的に相談を受け止め、課題の解きほぐしや整理を行う。地域包括支援センターの運営、相談支援、利用者支援の事業を一体的に実施する。 | 福祉政策課 |
| 多機関協働事業 | 重層的支援体制整備事業における支援の課題や進捗状況等を把握し、各関係機関の役割分担、支援の報告制の整理といった、事例全体の調整を行う。 | 福祉政策課 |
| アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 | 長期のひきこもりの状態にあるなど、必要な支援が届いていない者やその家族に対し、家庭訪問や同行支援、面談、電話、メール等の多様な働きかけを行うことで、信頼関係の構築を図り、必要な支援を届ける。 | 福祉政策課 |

| | | |
|---------------------|--|---------------|
| 参加支援事業 | 既存の社会参加に向けた事業では対応できない本人のため、ニーズや抱える課題を把握し、地域の社会資源や支援メニューとのコーディネートを市、マッチングを行う。また、既存の社会資源の拡充を図り、本人に合った支援メニューを作り、本人と社会のつながりづくりに向けた支援を行う。 | 福祉政策課 |
| 地域力強化推進事業 | 全ての住民が身近な地域の中で役割を持ち、地域全体の支え合いの中で、自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現を目指し、地域住民が主体的に地域課題を把握し解決に向けて活動することができる体制づくりを行う。また、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を行う。 | 福祉政策課 |
| ボランティアセンター運営事業 | ボランティア活動推進に係る市民啓発、相談及び調整、ボランティア活動に対する支援、災害ボランティアセンター設置に係る調査・研究を行う。 | 福祉政策課 |
| 成年後見制度利用支援計画推進事業 | 意思決定に困難がある人が、できる限り自分自身で意思決定を行うことができるような市民社会を確立するため、利用者がメリットを実感できる成年後見制度の運用や、権利擁護支援の仕組みを構築する。 | 福祉政策課 |
| 生活支援型介護予防事業 | 高齢者の買い物困難者に対し、日々の健康づくりとしての運動と、介護予防の実践としての買い物を支援する。 | フレイル対策 推進課 |
| フレイル対策拠点事業 | 高齢者の健康づくり（フレイル予防）に資する各種予防教室等を実施し、高齢期における健康的な生活習慣と外出や社会参加の促進を推進する。 | フレイル対策 推進課 |
| 在宅医療介護連携事業 | 医療と介護の両方を必要とする高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように、医療機関と介護事業所等の関係者との協働・連携を推進する。 | フレイル対策 推進課 |
| 認知症サポーターの養成 | 認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る認知症サポーターを養成する。 | フレイル対策 推進課 |
| 被災者の相談（災害時） | 避難者・被災者からの相談業務と支援。 | 防災安全課 |
| 犯罪被害者支援に関すること | 犯罪被害者等からの相談業務。 | 防災安全課 |
| 医療費助成事業 | 18歳以下の小児、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、18歳以下の子どもを扶養するひとり親等を対象とした医療費の助成を行う。 | 保険年金課 |
| 重複・頻回受診行動の適正化に関すること | 重複多受診者を訪問し、健康相談、適正受診の指導を行う。 | 保険年金課 |
| 糖尿病性腎症重症化の予防に関すること | 面接・電話等による保健指導の実施。 | 保険年金課 |

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進方法と連携の強化

広報やホームページなど、あらゆる機会を活用し、市民一人ひとりに対する自死対策推進計画の普及に努めます。また、自死対策の推進について、関心を持ち主体的に実践する市民を増やすために、地域、関係団体、行政等が連携、協働を図りながら取り組みます。

2 計画の進行管理

本計画の推進について、具体的な取組状況の点検・評価が重要であることから、関係団体等の意見をいただきながら定期的に点検・評価を行い、検証結果を市議会へ報告し、施策の改善につなげます。